

栄養成分 A セット（近赤外分析法）をご依頼いただく際の注意事項

株式会社再春館安心安全研究所

1. 検査お申込みの注意点

- ・ 近赤外分析法は、加工食品の栄養成分分析を主とする測定法となっております。その為、食品の種類や状態によっては検査を受託できない場合がございます。下記の「検査できない食品一覧」をご確認下さい。

検査ができない食品一覧

分類	食品例
乾燥食品	パウダー製品（食品を乾燥後、パウダー状にした製品）、ドライフルーツ、干物など
一次産品	無加工食品（生野菜、生肉、生魚）など
液体製品	牛乳、酒、油、シロップ、ドレッシングなど
透過性の低い食品	イカスミなど

※上記の食品以外にも種類や状態によって検査ができない食品がございます。

- ・ 検査の可否については、お電話または弊社ホームページ上のお問い合わせフォームからお問合せ下さい。
- ・ 検査を行った結果、測定器の特性により誤差が±20%を超えていると判断される場合、または『日本食品標準成分表』などのデータと比較し明らかに異常な結果を示す場合は検査不能とさせていただきます。
- ・ 検査不能となった場合、当検査料金のご請求は致しませんが、検体送付時の送料はご負担を下さい。
- ・ 検査不能となった食品につきましては、栄養成分 B セットの通常分析をお勧めいたします。
- ・ 食物繊維・低カロリー甘味料・寒天を使用している場合は、検査数値に影響がありますので事前に添加量をお知らせ下さい。
- ・ 冷凍食品や缶詰などの汁の出る商品は、ご指定のない場合はドリップを除いて検査を行います。

2. 検体について

- ・ ご提出いただいた検体は受付時に返却のご希望がない限り、試験終了後に廃棄させていただきます。但し、危険物や著しく多量等で弊社にて廃棄できない検体については、お引き取りいただきます。

3. 試験結果書等の掲載使用

- ・ 試験結果書等及び試験データはご依頼者に帰属いたしますが、商品パッケージ、カタログ、ホームページ等に弊社名とともに結果を掲載する場合、事前に弊社の承認を受けて下さい。なお、ご依頼者の作成した掲載物に起因する紛議または経済的負担に関して、弊社は一切の責任を負いません。

4. その他

- ・ その他ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

(株)再春館安心安全研究所 TEL.096-385-1222 FAX.096-385-1221